

右衛門どの、蔭をもつて、かやうに七百石の大祿と札成る事なれば、一方ならぬ渡邊家の事故に、鞠負を伯父と唱へ大切に致すべし。また鞠負も憤又五郎を甥と思召し御世話なし下され候やう頼み奉る。又五郎が姉翠は御旗本といひ、四千貳百石の大祿のゑ、常々の力には却つてなりかね候、頼むところは其許なり、萬事又五郎の後見して相勤めさせ給はれと、涙を流して申しける故、鞠負は委細心得候、かねて父金右衛門とは兄弟より陸じき御家の事故、又五郎どのは甥と心得て居申すべきと申すにつき、又左衛門はよく跡の事まで頼み置きて、終に六十五歳にて病死致しける。さても妻女は阿部主計どの、奥方の妹にて、宮田小文次の娘、こゝに又五郎の姉娘は阿部の若殿四郎、五郎殿の奥方、かやうの好き縁者多く大勢集りて、厚く佛事供養を致しける。又五郎は十二歳にて七百石の家督相續せしゆゑ、若年より萬端渡邊鞠負世話をして相務め

させける。然る上は又五郎にも父の遺言なれば、毎日々々鞠負の方へ行き機嫌を伺ひ、内も同様に致しける。されば又五郎も鞠負の仕込みのゑ、随分貞心の侍と成り、剣術柔術馬術、別して寶藏院流の十文字鎗を上達す。はや年數たつて十九歳と相成り、今は相應の嫁を取りて家を堅めさせんと思ふ所に、又五郎の母は正しく公儀の御徒目付組頭より出で、姉娘は四千貳百石の寄合、歴々の奥方のゑ、何とぞ憤の又五郎も大祿の御旗本より貰ひたしと、心の内は思ふ故に、毎度又五郎を四番町の阿部の屋敷へ遣はし、御旗本の交りをさせしが、これが母親の誤りなり。其頃は御旗本男を磨き合ふ最中、別して阿部四郎、五郎どのは大兵の生れにして、剣術無双の達人、同じ仲間の近藤登之助どの、池田勘兵衛どのをはじめ、男達の御旗本衆。この人々と又五郎は附合をする。尤も四郎五郎どのとも正しく従弟なり、奥方は姉なり、斯く内縁の事故例れも、や

れ又五郎との、河合と尊敬なす。又五郎も始めは至つて堅義に堂々たりしが、大勢の御旗本打笑ひて、是れ河合氏、貴殿は餘り堅過ぎる、さすが宮内殿の御藩中、もうく、朝様の悪堅き事は止めたまへ、幸ひ今日は仲の町の櫻を見物に参るなり、御出で候へと言はれて、又五郎赤面し、有難くは候得ども、伯父分の左負が八釜しく申すゆゑ、仲の町へ御供は御免を蒙る。近藤、池田、何さく、御親類の四郎五郎どのも御出なり、對し、據なく吉原へと赴き、仲の町の眞中へ櫻を植附け、左右二階にさあく御出であれと勧められて、又五郎も心ならずも御旗本の衆中へ三味せんの音耳を驚かし、其有様天人の逢迎になしける。遊君玉のいらかを飾り眞白につくり立て、ひらくと花簪の光り目もちらつき、誠に別世界の吉原にて、河合又五郎びつくりし、こはく不思議なり、かかる美人も世にありとは思はずと、是より面白く相成り、段々度重なる

りて吉原通ひに日を送る。僅か七百石の高にて、大祿の御旗本の附合、遊女通ひ等に金銀を遣ふ故、なかく金子差支へ、ひしと難澁しける故に、今は是非なく伯父ぶんの朝負方へ行き、據無き事ありと偽り、二十九三十兩と度々無心を言ふ故、渡邊朝負も初めは快く貸し遣すといへども、度重なれば不審に思ひ、段々と聞合はするに、御旗本の附合に金銀を土砂の如くに使ひ棄て、以ての外の事なりと聞きしか、折々又五郎へ異見を加へ、阿部四郎五郎どの御親類にても、年始暑寒の外は出入無用なり、入らざる附合して金銀を遣ひ棄てるは勿體なしと異見をすれば、又五郎も譯ある朝負が申す事故、先づ當分行かざりけるが、然れども使ひとも、惡所へはまると心ならず恶心を起すものなり。

河合又五郎邪欲發端の事、伯父渡邊朝負を計る事

されば人の善惡は友を見て知るべしといひ傳ふ、博奕を好むものは博奕打を集め、武藝を好く者は武邊の者を愛し、長唄淨琉璃を好くものは長唄淨琉璃の名人を喜ぶ、これ友を呼ぶのいひなりとかや。朱に交はれば赤くなると云ふ如く、又五郎も此節附合甚だ悪しく、存じの外惡心を生じ、尤も金銀の才覺に困りし故に鞠負方へ行きて申す。さて私はこれまで思召もいかゞ候や、身持悪しく彼れ此れ貴方へ金子百兩餘りの拜借と相成り、面目を失ひ候なり。今は夢覺めて本心に立歸りし。但しこ所に難澁の事御座候、先達て御旗本の衆と據ろなく附合ひて大金を遣ひ其金の先づ才覺に困り、町家へ高利貸の金を借り、百兩計りにて御座候が、困り申候、何卒此の百兩を遣して御雇敷の外へは堅く出で申すまじく候間、御救ひと思召して、金百兩御貸し下さるべしと誠しやかに云ひて、かの町家のもの近き中に返さぬと、公儀へ願ひ出づると申すゆゑ、

途方に呉れて申しける様子に見ゆる故、鞠負もこれまでに貳拾兩三十兩と度々の事故に、中々貸す事は相成らずといふ故、又五郎空涙を流して、何卒御助け下されと泣々云ふに、渡邊鞠負心中に、又五郎が不身持にては家に傳はる正宗の刀賣拂ふやうに相成らん事必定、大切の寶を他人の手へ流す時は、又左衛門どのへ頼まれし甲斐なしと、深切の心よりして、此方の正宗の刀を請取る時は大丈夫と思ひて、いかに又五郎、百兩金これなき時は訴へられて、身の上となるとこれあるは不便の事故それがし才覺して百兩用立つべし、其代に河合正宗の刀を此方へ預け候へ、先年又左衛門殿書付もこれありと取出して見せける故、又五郎は實父又左衛門の直筆印形付きにて、預かり申候、子々孫々に至るまで此の書付を以て何時なりとも御入用の節は御渡し申べしとは是あるに、又五郎は此の書付の是ある上は、唯渡せと言はれても仕方なし、殊に百兩の金と引

替へとは是ある故、委細畏り候、正宗の刀は御渡し申べしと、堅く約束に及ぶ。これより又五郎は立歸り、先づ／＼百兩は手に入たりと、母は存せぬ事故、鞆負方に實父直筆の書付にて、正宗の刀の預りこれあり、代々々の寶を渡邊へ譲りの書付にて、正宗の刀の預りこれあり、代だい刀を渡邊鞆負へ遣はし申すべしと言ければ、母は以つての外怒り、いやいや不埒の事を申すものかな、此刀計りは鞆負どのは恐か、御主人様の仰にても渡す事は相成らすと申ける故に、又五郎も當惑し、いろいろと申せども、母は何分不承知なれば、又五郎も茫然として如何ともすべきやうなく、百兩は正しく借りる約束なれども、母の不承知いかゝはせんとて、手を拱き、顔色變りて、一間の中に引籠り工夫して居たりける。此時本町の道具屋武助と言ふ者は大方ならぬ放埒ものにて、阿部四郎、五郎どの、其外男達の御歴々の方へ深く取入り、毎度吉原へ御供いたし

太鼓持の形なりしが、今日阿部四郎、五郎殿の内用にて河合又五郎方へ來りけるが、又五郎は百兩の一件に眞青に成つて考へて居りける故、武助は來りて又五郎へ申しけるは、今日御前の御顔色の例ならざるは如何の事なるや、御氣色にても悪く御座るや、御案じ申すと言ひければ、又五郎答へて、やれよき所へ武助來りたり、それがし心痛と申すはかう／＼の事はありしが、母の不承知にて如何にも難澁するなりといへば、武助打笑ひて、さて／＼旦那は正直の御生れゆゑ斯く御心勞遊ばすは御尤もなり、さりながら此れはむつかしき事はなし、わたくしへ仰付られ候得ば、正宗と生寫しの脣刀を拵へて渡邊鞆負殿へ渡し百兩を借り請け玉へ遣ひはあらじと申す故に、又五郎初めて喜び、こは奇妙々々と母へも相談して、實父の書付を取り返さぬ中は、永代此刀は渡邊の物とは惜しき

事此の上なしと申すを、武助わたくし御請合申し、其刀を拜見して、似寄りの品を求めて來るべしと申すまゝ、刀を能々眺め、武助は早々立歸り、焼刃の刀寸尺の好きを見立て、焼色、鑪目、萬事正宗に生寫しに拵へ、白鞘となし、古き錦の袋へ入れ、箱も二重箱にして持参りける。見るに何様正宗の刀に能く似たり、但しやけ身の事なれば恰好、金色を第一と似せける故、切れる事は三百文の刀に等し。又五郎は之れを見て小躍りして喜び、母は年寄りて慾計り深くなり、後難の事は打忘れ、一途に渡邊家は夫又左衛門をだまして、預りし書付を取り返へさんと思ひて此の計略を行ふ。又五郎また百兩金手に入れんと思ふものから、鞆負方へ罷り越し申すやし事ゆゑ、此の腰刀にて書付を取り返へさんと思ひて此の計略を行ふ。又、當八月十三日吉辰に付き、正宗の刀御引渡し申すべし、御約束の百兩と、預りの書付を御返し下さるべしと申しければ、鞆負も喜び、惣數

馬の差料にもせんと思ひ、一つには又五郎不身持にて刀を賣り候事を案じ、かたゞ以て此方へ預り置けば大丈夫と思ふ故なり。寛永八年八月二十三日、渡邊鞆負方にては一門親類を残らず呼び寄せて、今日河合氏より正宗の刀をそれがし方へ手に入れ候間喜び給へと、酒肴を出して馳走をなす。一門みなく恐悦と喜びける。さても數馬を以て、力受取りとして河合へ遣はす。約束の通り金子百兩に、河合又左衛門の直筆と外に大鹿毛の荒馬に金輪の鞍置いて又五郎方へ送りける。此馬は大の荒馬にて、外に乗り人なく、河合又五郎ばかり此馬に乗るゆゑ平日望みしを幸ひに今日送りける。又五郎は玄關まで出迎へに及び、數馬へ正宗の刀を改めて引渡す。これに依つて數馬は鞍置馬と、金百兩と、書付の三品を引渡したれば、又五郎はぞくくと喜び受取り、數馬は正宗の刀を見るに、二重箱へ入れ錦の袋へ入れたる白鞘にて、こみに金の象眼

にて河合正宗とこれある身の長さ二尺五寸の無疵物ゆゑ、數馬は嬉しく一禮して持歸りしが、はや二門集まり來りて拜見せんとさゝめき立つ。此時に刀を床の間へ据ゑて神酒を供へ、殘らず麻上下にて目出たしと申しける。

荒木又右衛門諫言の事、節々婆々念佛講の事

其時鞠負は一門へ向ひ申しけるには、それがし祖父鞠負介は、天正二年四月九日長久手原にて合戦に討死す、其節正宗の刀紛失せしを、父金右衛門深く嘆き、何卒求めたくと願ひ居し所、今日不思議に正宗の刀手に入りしは、先祖の再來と思ふなりと、盃數献に及びて、聟の荒木又右衛門來らば見せんと待つ所に、又右衛門方より使來りて申けるは、今日は恐悦に付き、早速罷出で申すべき所に、主人大内記どり御稽古に付き、多分夕方に及び申すべしと申送る故、鞠負皆々に向ひ、聟又右衛門義は

名刀かな、未長く寶となし給へといふ。但しかる名刀は數馬の差料には御無用に候。たゞ寶となし秘して仕舞ひ置き給へと申すに付け、鞠負は此の一言に面色を變へ、又右衛門、汝はこれを正宗と思ふや、それがしが眼中には天地の遠ひ、既に又右衛門は劍術は柳生飛驒守殿まで賞美に預り、其の高名の其方刀の目利きは知らずやと白眼み付くるに、又右衛門小聲になりて、必ず高聲は御無用く、此刀は例へ質物にもせよ。正宗なりと言ふ上は其儘に置きたまへ、又五郎方にこれある正銘にても、かれより佞奸の計ひなれば體と申すべし。此方へ渡せしが正銘になり。今更これは贋物、怪しくなど申し候時は、又五郎と爭論となり、殊に寄り異變の出來んも計り難し、たゞ正銘の正宗となし置き給へ、事まるく納ると申すべし。御子息數馬どのへも隠して御心に納めたまへど申付く。鞠負は手を打つて、あづばれく、又右衛門の諫言圖に當れり、

よしく大切にして置かんと云つて寶藏へ納め置く。然るに又五郎は、もしや鞠負は贋刀に心付きしやと、少しは心を勞するところに、喜びて秘藏する様に見ゆる故、占めたくと百兩の金と乘馬壹匹、亡父の書付まで取返しける故に、鞠負は目の無き痴けものと笑ひ居けるが、まづ一件は荒木と鞠負が心一つに收めしかば無事に收まり、河合又五郎は金子を唯取りしと勇んで、例の通り土砂の如くに遣ひ捨つる。しかるに同年九月に入ると間もなく、本多大内記どのは御入國仰付けられ、右につき荒木又右衛門は妻子を召連れて御供申すべき段仰せ出されげる。江戸の弟子も大勢なれば御國へ行く事迷惑なれども、主人の仰せ、殊に柳生流御頼みあつて荒木を召抱へし故、格別に思召しける故、又右衛門も爲ん方なく、此度御供に付き用意に渡邊鞠負方へ來りて暫くの暇乞し、互ひ

に別れを惜しみける。但し武の家の哥、かゝる事はあるべき習ひ故、また逢ふまでは隨分其身を大切に用心して相待へしと、互ひに杯取り交はし、九月十八日大内記殿の御供して、荒木又右衛門は江戸發足しけり。渡邊數馬は姉聟の事故、見送りて別れけり。されば又右衛門も江戸に居るならば、河合渡邊の騒動は出來まじきに、これみな過去の約束事、佛うちの因縁なり。爰に宮内大輔忠雄卿御家中數多の事故、其の評判大層なり。河合の家代々の寶たる正宗の刀、渡邊の家へ渡るといふは惜しき事なり、みな金づくの事ならんなど、いろいろ風説に致しける。扱て物手崩れるといひし譬の如く、江戸御家中は老母老父隠居の面々、夜々集りて念佛講と申すがはやり、其中歴々の老人も打混りて致しける。或夜中村ト全と云ふ醫師の方の順にて、老母老父打混りて二十人計り集りて

音頭を取りて念佛を唱へける。後にて茶を出し團子或は牡丹餅あんころの類を拵へ、互ひに出す事なり。其の念佛の間に團子餅の類を食ひながら、いろいろの物語をしける。もとより信心の念佛講ならば、人の善惡などは入らざる事なれども、唯年寄の愚痴のやから集り、人の噂ばかりを云ふ中には、わしが内の嫁、器量はよいがひきすりで、もうく困り果てる、髪も月に一度ぐらゐ、湯を使ふが嫌ひ、襟元より耳は垢だらけ、簪縁を取つたやうに、其上用坊へ行きても手を洗ふを見た事はなし。朝は四ツ時分まで寝て、晩は入相の鐘が鳴ると聞けば打臥し、剩へ晝寝をするに付けく、居眠を致し、古歌にもある、

朝寢坊宵寢を好む晝寢坊ときく起きて居眠をする
とはわしが家の嫁の事といへば、左様く、わたしが内の嫁は子を拵へるのがもうく好きで困ります。一年に二人か三人は生まぬ年は御

座りません、鼠の子を見たやうにうよくとして大騒ぎと言へば、沒一
人、それはほんに御互ひの事さ、夕は夫婦喧嘩にかやうく。わしが隣
の又その隣のいつちくたつちく殿では、借金の催促のいじりあひなど
で、和々様々の噂のみ致しける。其内に河合様のお祖母さん、此間聞け
ば正宗の刀を渡邊様へ只取にされしと聞きましたが、誠の事にて候や、
餘りと言へば人の悪い。渡邊様二千石、河合様は七百石の貴方より、千
兩もしょうといふ正宗の刀をたゞ取るは欲の深い事、ほんに面の憎い事
は渡邊様、可愛さうなは河合さま、正宗の刀はほんの事かと尋ねれば、
河合の老母打笑ひ、されば其事に候、これは極内々、他言御無用なるが、
夫河合又左衛門はだまされて書付をとられ、今に成つては又五郎も仕方
なく渡しましたといへば、皆々、そんなら刀を取られながら餘りといへ
が御情なしと、皆呆れし折柄、老母は笑ひながら、それは智恵と申出し

て、實は本の刀は渡さず脣の刀を渡し正銘は内にあるなり、渡邊鞆負は
大馬鹿もの、脣を誠として私の方へ金百両に馬一疋、外に借りの百両も
成しくづし、貸し下され同様に大層の儲けさと、内々にて咄すを、皆々
爺婆の話のゑ自然と家中の若者聞きし故、大いに立腹し、又五郎は不實
もの、惜い奴と申して噴しける。渡邊河合の刃傷はこれより起りしも道
班なり、口は災ひの門、舌は災の根なりとぞ。

池庄家の中間博奕喧嘩の事、名劍試し切の事

さて此頃爺婆念佛講の風説を、誰いふとなく囁き合ひて、御家中一統、
に初めは渡邊鞆負を無慈悲なり、高二千石の高祿にて、七百石の河合又
五郎の正宗の刀を唯取りにて不埒なりと、皆々申しけるに、日を経て風
と念佛講のをり、河合の老母が口走り、正銘の刀は内にこれあり、正銘
と見せて質を遣して鞆負をだましたり、然れども目のなき印には、正銘

と腰も見えざること奇妙なれど笑ひける故、此話を聞きてより河合を一
統憎みて、不屈きなり、何とぞして鞠負へ刀の事を知らせたくなり、然
れども露はに斯様の事は言ひ難き事なれば、誰とても言はず。しかし善
を助け悪を憎むは世の中の習ひなり。ことに不思議の異變出來せしは、
宮内大輔どの國元より大部屋の小者百人をさし置き、これを國部屋とい
ふ。この部屋に二人の惡者ありて、博奕の頭取して、大喧嘩を仕出して
中間の小者を叩き廻し、上を下へと引くりかへる程の騒ぎ、中間頭取脅
かし、すぐに國部屋へ飛入りて、第一番の二人惡者を捕へ、騒動を制せ
んとするに、二人の惡者は所詮叶はぬ所に思ひ、片邊の出刃庖丁を二人
ながらおつ取つて、中間頭をすんぐに突殺ろすと直にそれと所々よ
り大勢馳入り、二人の惡者を縛り上げて、段々と吟味するに、元は博奕
より事起りしと言へども、中間頭を突殺したる上は、其罪輕からず、故

に國へ遣はして死罪にせんと極まる所に、幸ひなるかな若殿勝五郎どの
御差料になされんとの御刀試したく思召めす故に下屋敷にて首を落し、
其跡にて刀を試さんとの事にて、御家中の内望の者は、二人の死骸を試
し申すべきとの事なりし故に、是に依つて我もくと思ひくの刀を持
出して試しに及ばんとす、若手の侍五六十人集りて評判しけるは、日頃
憎しと思ふ河合又五郎なりければ、御旗本の内に縁者あればとて、御旗
本の付合計りするは片はら痛き致方、先達も渡邊鞠負方へ正宗の腰刀を
渡して、金子を借用、供には二百兩乘鞍置きの馬一疋、書付まで取り返
したるは憎き奴なり、今度刀試しを辛ひに、腰刀を現はし、赤恥搔せて
呉れんと言ひ出しける。皆々、これは面白しと、五六十人の若手の
侍一統申し合せ、渡邊鞠負の方へ行きて申しけるは、此度御下屋敷に
て刀の試し仰せ渡され候に付き、河合家より渡りし正宗の刀、御切れ味

を拜見仕りたくと申ければ、鞆負びつくりして、其譯は兼て荒木と申し合せし通り、人にも見せまじと思ひしに依りて若侍に向ひ、仰には候得共、正宗は家の寶ゆゑ試しの義は相成り申さず候といへば、若手の侍腹を立て、われく後學の爲にも候間せひく數馬とのと御一所に参りて拜見仕りたくと申せども、鞆負はいろくと辭退に及ぶと雖ども、五六十八人と言ひ、大勢の者腹を立ち、われくの願ひを御用ひこれなくば、數馬と以來は附合は仕るまじと口々に申しける故に、今は是非なく、仰に隨ひ申すべしと、數馬も喜びて正宗の刀を試すに極る。これにより五六十八人の者は、又候河合又五郎の家に行き、一同申すは、明日刀の試し候に付き、貴殿より渡邊へ御譲りの正宗の試し候、元の御刀主のゑ、是非に御同道申すべく候といふ故に、又五郎ははつと仰天して、南無三寶刀にては切れまじとうろくして、今日は少し用事御座

候まゝ参らじといへども、五六十八人何分承知せず、是非々々参らねば相成らずと申故に、又五郎にも今は後悔なし、たゞ夢の如くなりしが、五六十人の侍どもは口々に申す故に辭退も相成らずして同道せんと言ふさて明くれば九月二十七日御下屋敷は其節麻布十番にあつて、此所には備前岡山の百姓、大部屋の者二人頭を打殺すの罪によつて、首を打落して跡の事、刀の試しと大勢の家中相詰ける。さて切り手は、家中のうち剣術の達人は數十人ありといへども、四ツ谷の山田淺右衛門を御頼みありて切らせらる、馴れた者にあらざれば刀の切れ味知れざるものなり山田淺右衛門は傳馬町にて數百人の首を切り、刀の試しなどは日々のやうに致しける故、これ御頼みなり。されば松平宮内大輔忠雄卿、武勇の御家に切り人なきと言ふに如何なれども、其道に馴れると馴れざるとの違ひなり、こゝを以ての事なれば、山田淺右衛門をば御頼みあつて即ち

龍り出でる。さて若侍の五六十八人は、いやがる河合又五郎を同道し、渡邊數馬は正宗の刀を持せ来る。其外にも思ひくの名刀を持参なす。其時若殿様勝五郎どの御差料になる御刀を相試めさんと科人二人を引出し、山田淺右衛門、きり柄を懸てはらりと首を打落し、それより勝五郎どの御差料を試して、淺右衛門謹んで申上げるは、さてく御上の御差料、驚き入ったる御名刀にて候と申上げて、段々刀の切れ味上中下を申上げる時に、渡邊數馬の持參せし正宗の刀を試すやう山田淺右衛門へ申附ける故、淺右衛門は此は有難く候へども正宗の刀を私手に觸れ候は恐れながら御免下さるべしと辭退に及ぶを、いやく苦しからず試し見よとある故、試さんとて持ちけるを、若手の面々、これ河合氏御覽候へ、貴殿よりして渡邊家へ御譲りの名刀の切れ味を御覧あれと、皆々をさやきける、又五郎は在るにも在られず、夢の如く青々となりて後

悔す、其時山田淺右衛門は、正宗の刀を押戴き、二人の罪人を重ね、二ツ胸を試さんと、早速打下すと、腰の骨にあたると、刀の刃はまくれたりしかば、淺右衛門はびつくりして又切るに、胸骨へ切れず。よつて數馬は呆れ果て居たりしが、若手の侍は、是又五郎どの、切れたりく、御覽候へ、日本一の名刀々々と賞めける故、又五郎はくわつと逆上し、眞赤になつてうろく頭を垂れて居たりしが、皆々悪口たらしくして打連れてどろく立歸るといへども、又五郎はあつと大地へひれふして居たりしが、やゝあつて、さて無念なりく、伯父分の鞠負を偽りて贋刀を與へけるに、今日に至り如何とも申し譯なしと打伏して居たりしが、みなく退散故に、夢路の如くすゞくと立歸る道々もいかがして申し譯すべしと、うろくして立歸り、老母へ此趣物語り入れければ、母は仰天し、今更鞠負との云譯なしと、誠に逆上して、又五郎、

人出でて行きける處に、又五郎は刀を眺めて後悔し、鞘に收め、途方に暮れて居たる處に、渡邊鞆負はつかぐと座敷へ來りしかば、又五郎はあつと仰天し、鞆負様かと面色變り、うろくするを、鞆負聲懸け、いかに又五郎、必ずうろたへ候な、正宗の贋刀の事は固よりと言ひ出すを、又五郎はくわつと逆上せしが、正宗の鞆はこれなりと抜打ちに打つてかかる。渡邊鞆負、やれ早まるなど身を引かんとすると、河合又五郎、打下す正宗の名刀にて、鞆負が左の腕より右の肋へかけてばらりずんと切り放す。河合又五郎は夢の如く、伯父分の鞆負を切殺したるやとあつと驚きしが、所詮大恩受けし伯父を手に懸けし上は、如何で存命叶ふべきや、腹切つて相果てんと、正宗の刀を持直し腹切らんとせしを、老母驅け來り、やれ又五郎腹切るとは何事ぞや、死んで花實の咲べきやと抱き付きて留めける故、又五郎は母の諫に心付き、仰の通り切腹をと

は座敷の真中にむんづと座し、手を拱ねき、兩眼に涙を流して居たる處へ、母は誠の正宗の刀を持來り、これ又五郎、此刀には贋物の事なれば定めて天地の違ひならん、何にもせよ今より此の正銘の物を持つて行き詫するより外はなしといへば、又五郎、さん候今となつては如何でか申し譯のなるべきや、誠の正宗の刀を持參し詫び申さんと引抜き打眺め、あら此刀なら、如何なる鐵壁も微塵に成るべきものをと、やゝ打眺める。又五郎伯父鞆負を殺害の事、又五郎阿部家へ立退く事。

この折から渡邊數馬は、驚きて脣の刀を持つて立ち歸る。父鞆負に對ひ、今日の試しあがやうく、河合又五郎を五六十人の若侍ども惡口いたしけるが、不埒と申し、言語に絶えしものは又五郎なり、屹度彼へ談じ申しける。鞆負申すは、いやく、汝必ず行く事なけれ、それがし今宵又五郎方へ行き、事をまるく收めんと言ひて、供をも連れず鞆負唯一

やまるとも、今に捕虜となれば武門の恥なり、夫より腹切つて死なんと

言へば、老母は尤もの事なり、早く屋敷を出でよし、早く四番町の阿部四郎五郎殿へ行くべし、急げくと押出すを、又五郎は、さればに候母上様にも御一所に御出候へ、母は跡より行くなれば汝は急げと、若黨の笠原十助、汝早く伴を連て阿部四郎五郎方へ落すべく、跡は此はが心得て候と、無理無體に又五郎を勧める。尤もなるかな、親子の恩愛は別段の事なり、又五郎はうつかりと、實に落ち延びて、兎も角も笠原十助を召連れて驅出す。然るに老母は跡から逃出でんと、此所なる小袖を持ちて、此れなる金錢、いろいろの物を風呂敷に包み用意す。さて河合又五郎は、母を捨置しは不埒なれども、直に跡より來る事なりと思ひ、うかく御門の所へ來り、急の御用向なりと偽り言うて御門を出でて、夫より四番町の阿部四郎五郎どのへ來り、まづ勝手口より入り、女中を

以て奥方に御目に懸り申したくと言入れける、奥方は實の弟たる又五郎の事ゆゑに、早速此趣を聞きて奥へ通じける、奥方は又五郎が豫て金を遣ひ過したる事かと立て給ふに、又五郎、今宵は萎れかへりて申し候、私儀武士の意氣地にて、伯父分の輶負を切つて立退たりと言ふて、これより、上方へ上る積り故、御暇乞に參上仕りしなりと申せば、奥方びつくり仰天し、それは如何なる事成るや、先づ待ち候へ、留め置いて、四郎五郎殿へ泣入りて物語りけるは、眼前の弟に生別れにて候、何とぞ路金の少々も遣したく候なりと申されけるに、折節今宵は御仲間の近藤登之助殿、青山内膳殿、池田勘兵衛殿、天野十郎左衛門殿、安藤治右衛門殿等の御客來にて御酒宴の所にての事なり、阿部四郎五郎殿は又五郎に向ひ、其方武門の意氣地にて人を殺したりと云ふ、隨分武門の家にてはあるべき筈なり、但し此れより何れへ行くやと尋られしに、又

五郎答へて、参るべきあてはなく候得ども、唯々三界無宿の身にて候なり、ほも今跡より来るべき間、何卒母をば御内縁に連れて願ひ奉り候。私は最早今生の御暇乞なりと涙を流して申しければ、四郎五郎殿は、此れ又五郎行くべきあてがあらば遣し申すべきが、あてもなく汝を上方へ遣はす時は、阿部四郎五郎は弱きを見捨てたりと言はれて男が立たぬまづ通り候へと言はれて、又五郎安心して通りけると、四郎五郎殿は座敷へ來りて御客に向ひ、先今日は御歸り候へ、それがしの弟たる河合又五郎義、唯今故あつて彼しが伯父たる者を殺して拙者方へ參り候間、拙者四千石を差出してかくまひ申候、各々方の御家にかゝはり候ては御氣の毒故、早々御歸りあれといへば、安藤治右衛門進み出て、餘人は知らずそれがしの本家安藤對馬守方にて、又五郎殿實父又左衛門殿、衣笠鞆負を打つて立退きたり、今かゝる折に及び又五郎を見捨候はゞ、本家よ

り尋人の事ゆゑ構はぬといはれて、安藤治右衛門男が立たぬ、四郎五郎殿と御同様、本家に恐れず此治右衛門かくまひ申べしと言出すゆゑ、近藤登之助、池田勘兵衛、青山内膳、われくと一命にかくまひ申べし、みなく、おもしろしくと河合を座敷へ入れて酒宴に及び、御手柄なりとささめき立つ。此の時分は御旗下の人氣強く、大名を相手に大噴嘔をせんと催しける、之れ騒動の初なり。

渡邊勘馬父を討れ忿怒の事、忠雄阿部家人使者の事
扱または是より御旗本衆一同廻文を以て集めける。其頃の習慣にて何様の喧嘩口論あるとも、一同申し合ひ死を諸共に騒ぎける。今とは異ひて、上中下ともに人氣強き事は別段なり。草履取を抱ふるに、至つてむづかしく、先づ力は五斗俵を自山に取扱ふもの、丈は五尺八寸以上のもの、年歳二十歳よりして四十歳まで、すはといふ時は旦那の後へ附いて、

寸も後へは引かずして、旦那の申付は死すとも背かず、寒中と雖も尻を帶際まで引かけ、暑中と雖も笠はいふも更なり扇子を使ふ事なく、一日喰ばすとも僅じきとしはすして、糸鬢奴となし、作り髪をして供をする故、草履取は腕こき男達の様に申し倣し、年寄まで物語に、俺が若い時は奴に奉公までせしと高慢をいふ、男達のしるしなり。それ程の勢の時分ゆへ武士の勢至つて強く、斯くの如くの時節故四郎五郎殿に集まりし衆中、いろ／＼許定して又五郎を隠匿ひしも、内々にて隠匿ふは勇みなきに似たりと、是より又五郎に黒縮緬の羽織と馬乗袴を着せしめ、飾り立てたる良き馬に乗せて江戸中を乗り廻し、はやく松平宮内大輔殿へ知らせんと、左右に阿部四郎五郎殿、近藤登之助殿、池田勘兵衛殿、天野十郎左衛門殿、青山内膳殿等をはじめ御旗本衆數十人、上下合せて三百人、四方を固めてぶら／＼と出歩き、先づ淺草、芝、上野は申すに及はず、大名小路松平宮内太輔殿の門前を、これ見よがしに連れ歩行くゆゑに、其の家來早くも見付けて宮内太輔殿へ申上げける。さてまた渡邊數馬は父鞆負の歸らざるを案じ、唯一人河合の宅へ行きしに、家内は上を下への大騒ぎ、何事なりと座敷を見れば父鞆負眞赤に成りて在りければ、數馬はこれを見てはつと驚き、暫時呆れて居たりしが、これ又五郎の仕業なりと追取り刀にて大音あげ、河合又五郎いづれに在る、渡邊數馬なり、おのれ人非人よくも父を討ちしよな、出合へ出合へと呼ばれども、又五郎は行方知れず。其内に老母は、南無三寶と大事の衣類金銀類を風呂敷に包み、逃げむとせしがはや渡邊數馬が來りける故、數馬に見付られては如何と手早く湯殿へ隠れ、息を疑らして隠れ居る。數馬は狂氣の如く八方を改めしに、又五郎の見えざること無念なれど、眞一文字に駆け出して御門所に來り尋ねるに、門番の申すには、先刻急用なり

(220)

寸も後へは引かずして、旦那の申付は死すとも背かず、寒中と雖も尻を帶際まで引かけ、暑中と雖も笠はいふも更なり扇子を使ふ事なく、一日喰ばすとも僅じきとしはすして、糸鬢奴となし、作り髪をして供をする故、草履取は腕こき男達の様に申し倣し、年寄まで物語に、俺が若い時は奴に奉公までせしと高慢をいふ、男達のしるしなり。それ程の勢の時分ゆへ武士の勢至つて強く、斯くの如くの時節故四郎五郎殿に集まりし衆中、いろ／＼許定して又五郎を隠匿ひしも、内々にて隠匿ふは勇みなきに似たりと、是より又五郎に黒縮緬の羽織と馬乗袴を着せしめ、飾り立てたる良き馬に乗せて江戸中を乗り廻し、はやく松平宮内大輔殿へ知らせんと、左右に阿部四郎五郎殿、近藤登之助殿、池田勘兵衛殿、天野十郎左衛門殿、青山内膳殿等をはじめ御旗本衆數十人、上下合せて三百人、四方を固めてぶら／＼と出歩き、先づ淺草、芝、上野は申すに

んとするを、御門前にて、御待ちあれと止めりれば、其時老母詐りて申しけるは、ちよつと去り難き用事ありて町まで罷出で候、直に立ち歸る故早く出したまへといへば、番人のいふには、其許の御子息は人を害したる放罷りならずと止めける。老母は如何せんと、うろくするうち、徒目付、下目付驅け來りて老母を捕へ、これより吟味して此の趣を大守に言上に及ぶところ、宮内太輔殿驚かせ給ひ、其夜の内に檢使を出しけるに、又五郎の爲に鞠負は無残の體に殺されたり。さて、大恩を受けしを忘れし又五郎人外なり。此上は草を分けても尋ね出せとの事にて、役に役人どもより申上ぐるには、又五郎は四番町の阿部四郎五郎殿にて隠匿ひ置くと見えて、江戸中を馬にて乗り廻り候といひ、昨夕方は御屋敷の御門前を通り候と申上ぐる。宮内太輔殿眼中逆に吊り上りて御立腹あ

と申して御門外へ出でたりと申しければ、こは無念なり、又五郎儀は某の實父を斬りて立退く其上、老母まで見えざるは不審なりといへば、門番人の申すには、又五郎は出で候へども老母は未出で申さずといふ故、數馬は急ぎ立ち歸り、狂氣の如く長押にかけたる鎗を追取り外面へ驅け出すを母は、何事ぞや先づく待て數馬、汝いかなれは劔戟を取て馳せ心急くまゝ母上へは申上げず候へども、只今父上は河合又五郎の爲に斬り殺され候へば、放し給へといふ故に、母は驚き、さては由々歟大變なり、それこそ又五郎を逃すなと刀よ長刀よと騒ぎて、數馬は馬にひらりと打乗り、鎗を引さげ乗り出す所へ、目付役來り強て止めけるより、數馬は無念々々と齒を噛むと雖も詮方なく止まりける。又五郎の老母は數馬が表へ出でし候此隙に逃出さんと、風呂敷包い入くの品を持ち出さ

り。四郎五郎へ使者として本庄市郎左衛門を遣し給ふ故に、阿部家にて
は使者を一間に通し置き、艤て罷出でしは身の丈六尺二寸、頭は毬粟の
如く、色真黒にして頬骨は鼻より高く、さも凄じき容體にて、某は九州
長崎の產にして竹内鬼玄丹と申す醫者にて候。御見知り置き下さるべし
と申述べて、睨み切つたる體たらく、尋常者ならずと見えにける。其時
本庄市郎左衛門威儀を正して、是は（初めに掛り候。某は松
平宮内太輔よりの使者なり。さて申越し候趣といふは餘の儀に非ず、
此度宮内太輔家來河合又五郎と申す者、伯父たるところの同家中渡邊鞆
負を害して屋敷を立退き候に付、彼が行方を嚴しく相尋ね候處。承
り候へば當御屋敷に又五郎を御隠匿ひ置かれ候段、慥に承知致し候、こ
れによつて右の又五郎を只今御引渡しこれある様致し度、此段宮内太輔
申付られ候に付使者として某罷出で候、宣しく四郎五郎様へ仰上られ

下さるべしと慇懃に申しければ、玄丹これを承りて、仰の通り成程河
合又五郎の事に付き受取として御出で候や、さてさて御苦勢千萬なり。
いかにも當屋敷に隠匿ひ置くこと些も相違無之、只今奥座敷に罷在候
なり。然し又五郎を御渡し申候事は成り兼ね申候也。昔より申す如
く窮鳥懷に入る時は獵師もこれを殺さず、まして河合又五郎は武士の
意氣地にて、渡邊鞆負とやら云へる不鍛錬の武士を斬りて頼みに来る天
晴れの勇士なり、然るに四郎五郎を見掛けて、折り入つて隠匿ひ呉れよ
とあるは承知致しながら、只今、左様ならば御渡し申べしとて差出され
んや、無益の御使者なり、早く御歸りあるべしと申ける故、市郎左衛門
平宮内太輔よりの使者なり、主人申付られしを、當御主人四郎五郎殿へ
も仰上られずして、貴殿の口上を以て御返答、近頃もつて心得ぬ、早く

此趣を御取次あるべしと述べければ、玄丹は大口開ひて打笑ひ、宮内大輔殿の御使者大分御立腹と見えるが、無益の腹立てんより一休して歸宅あれと嘲弄しながら座を立つて入りける。

近藤登之助使者へ返答の事、本庄市郎左衛門再使者の事

扱も本庄市郎左衛門は心中に憤り、憎き奴原なり、いづれにも四郎五郎に對面せんば黑白は相分らじと、どつさり座して居たりける。此時奥にては、奇妙々々、使者の來るは吉事なり。此上は表向きてかくまひ遂げん。併し使者を捨て置くも勇なきに似たり。呼出して申渡さんと言ふて、近藤登之助、それがし先づ出て挨拶致さんと、即ち取次を出して、本庄市郎左衛門を通しける故、市郎左衛門は殊の外心配し、何か奥の方にてはざわくと物騒しく、何卒無事に渡せばよし、多分むづかしからんとおづくとして奥座敷へ罷出でると、向その方に河合又五郎、袴ば

かりにて一刀を帶し、ちやんと座し居る其の左右には、鬼を欺く浪人體の侍二拾人ばかり三手に居並びて又五郎を守護し居ける。市郎左衛門は又五郎を見て、おのれ人非人と拳を握り眼中に血を濺ぐといへども、寄附く事もならず、其間凡そ十四五間も距りける。此折使者の正面へつかくと出で給ひしは近藤登之助、黄八丈の羽織に大辨慶の小袖を着し、袴も附けず着流にて、黒天鵝の丸ぐけ帶を前にて結び、虚無僧を見るやうなる出立にて、柄の長さ一尺一寸、身の長さ三尺一寸の長刀を帶し座を定め、松平宮内大輔殿使者、大義大義、我等は阿部四郎五郎の同役近藤登之助といへる天下の御旗本なるぞ、以來見知りて置かれよといへば、本庄市郎左衛門はあつと威勢に恐れしが、頭を少し上げ申上げるは、松平宮内太輔より申附には、家來の河合又五郎と申す者、朋輩たる渡邊を切殺し立退き御當家に罷在り候に付、何卒私へ御引渡し下され候やう

申付られ候。人を討ちし罪人の爲國法に行ひ申たしと申ければ、登之助
は、左あらば又五郎を受取度との使者か併し此儀は相叶はず、御旗本
たる者一旦かくまひし上は、如何ぞ汝如きの田舎侍に相渡すべきや、
逆も叶はぬ事、はや歸られて然るべしとはつたと睨み付ける故、市郎左
衛門も無念骨髓に徹し、おのれと思ひしが、數十人左右に控へ、殊に遙
か向うに又五郎をちやんと置きしは腹を立てとの仕掛けならんと無念涙
を流しけるが、何とも致方なく、しかば罪人の河合又五郎は御渡し下
さる事相成すやと申しければ、登之助、侍り一言萬石より重
いく、返す事は相成り申さずと云きる故、市郎左衛門も今は詮方なく、
すゞぐと屋敷を立歸らんと阿部四郎五郎殿の門外へ出で、ほつと太息
をつき、やゝ工夫するといへども、なかく力及ばず、口惜しながら立
歸りて逐一主人忠雄卿へ申上る所、本庄の申上に、河合又五郎を上座に

置いて無禮の返答。憎き奴と思召す所より、家老乾上総と申すもの進み
出で、餘りと言へば御旗本の致方、當家を蹈附けにしたる申分、幸ひの
事又五郎の老いを生捕り置き候間、此度はかやうくと申送らんとあり
ければ、成程これはおもしろしとて一統喜び、またも二度目の使者も本
庄市郎左衛門罷越す處に、阿部四郎五郎殿には御旗本大勢集め、さぞ宮
内大輔には腹を立ち居づらん。またく使者來らんと思ふ所に、又も本
庄市郎左衛門來れりと申込み故に、それこそ又た來りたれと、早速に呼び
出せと、またも近藤登之助立出で對面に及ばれる。本庄市郎左衛門平
伏す時に、本庄能こそ來れり、毎度御大儀く、また參れしは理由は如
何に、述べられよと申しければ、市郎左衛門謹んで手をつかひ、恐れな
がら罪人の河合又五郎義、如何にも御引渡し下さるべし、夫とも如何様
とも申しても御得心これなく御かくまひとある上は、據なく宮内大輔

方に捕へ置き候、又五郎の老母をば刑罪申附んと存する間、又候。それ
がしを以て此義を申達し候、御歴々様方の御武勇を以て、又五郎をば見
事に御かくまひ遂げ給ふとも、かれが母を罪に行ふを打捨てたまは御
武勇とは申がたからんか。但し又五郎さへ御引渡し下され候はば、老母
の儀は命を助け申すべし。母子の中にづれを助けんと思召し候や、唯々
と云はれて近藤登之助、老母はまあく其元の屋敷にある上は、得と勘
辨せんと思ふ所、一間より池田勘兵衛殿進み出で、これは／＼本庄市郎
左衛門、御苦勞なり、唯今の中分一同に急ぎの御挨拶も致し兼ね候間
何れにも評議の上にて此方より御返事に及び申すべく間、先づ貴殿には
今日は歸りたまへ、あとより御答へ申すべしとある故に、本庄市郎左衛
門心中に悦び、左あらば仰に隨ひ今日は立歸り申べく候間、早々御挨拶

を待ち奉ると云つて、本庄市郎左衛門は立歸りて主人宮内大輔殿へ申上
る故に、宮内大輔殿もやう／＼機嫌を直し、左もあらば、今に謝つて又
五郎を連れ来るならんと悦び給ひけり。

大久保彦左衛門頗るの事、池田勘兵衛謀計の事

さても阿部四郎五郎殿には大勢集り、いかゞせん老母は所刑されては、
又五郎はかくまひしところが男が立ゝず、と言つて又五郎を返すは勇な
きに似たり、いかゞせんと評議まち／＼にて、男を磨く御旗本衆、胸
を衝き居たりける。時に近藤登之助申されけるは、老母を殺されては殘
念なり、但し老母を助けんと申して又五郎を返すときは、此の近藤が使
者へ申したる言葉が反古になりて、男が立たず、何の道にも又五郎は返
されず、例へそれがし家を潰すとも、武士の一言變替成り難し。何様又
五郎を今と成り返す時は、夫れ見たかと宮内大輔にいはれんは殘念なり、

何卒能き謀をめぐらして、老母まで此方の手に取上る智恵はなきかと
評議に及び、老母まで取上げる時は御旗本の花と言ひつべしといへば、
大久保彦左衛門白髪を振り立て、名方は智恵なし、此の彦左衛門の智恵
を貸して遣はすべし、これ池田勘兵衛殿、貴殿は宮内大輔の一門なれば、
今から屋敷へ出て重役の者へ對面して、母と又五郎を引替にせんと斯様
斯様偽りを申述べ、さすれば國の重役ども謀に落ち、入れ替に成るべ
し、そこで老母を無理に引渡へ、母子共に助くべし、然る時は宮内大輔
怒り立たん事必定、しかし御旗本の勇氣を諸大名へ見せらるゝは此時な
り、各方は用ゆるなら先づ彦左衛門の智恵は此通りなり、用ひずとも勝
手になされ、拙者は用事がこれある間罷り歸る、左様ならばと立歸る。
跡にて皆々手を打つて、實に老功の彦左衛門程あつて智恵は格別なりと
いふに、池田勘兵衛はあふれ者故にこれを心得て言ふ、一門のそれがし

なれば、何れとも本家に至りてころりと騙して、おもいれに脇を立させ
て置いて横に押殺かす仕方が一段なりと評議極まりて、池田は馬に打乗
り、繼上下にて上下二拾人ばかりにて宮内大輔殿方へと行きける。御一
門の御事なれば、御客と申込みて書院へ通しける故に、池田勘兵衛は取
次に申すやう、今日は年寄衆に御目に懸り度と申込みける。乾上總罷り
出でて平伏す。時に勘兵衛は、これは上總殿には久々なり、何時も健かに
て大悦に存じ候、先づぐ近うと申しければ、上總はちつと御側に據り
寄りける。時に勘兵衛、さて今日参りしは外の事にてもなく、河合又五
郎を阿部四郎五郎の方へかくまひ、同列の者集り、何か物騒々しき事故、
我等の御旗本の仲間なれば見廻しころに、老母の事には面色青ざめて
一向困りし様子、一統はそれがしを頼む間、まさか是は何と斯う致して
呉れられまじや、又五郎は當御屋敷へ返すべし、夫れには老母と又五郎

三人ともに當家の御仕置きにされては、天下の御旗本の身も立たぬと申す故、老母をば阿部四郎五郎方へ御渡しありて、又五郎と引替にして呉れられんか、然る時は御當家の罪人を受取り、國法を立て、御旗本方もなし給へと勧むれば、乾上總は殊の外悦び、さて勘兵衛様の御取扱有難く御座候、私共は又五郎さへ渡しあれば、老母の命まで取ると申す義は御座なく候、此上は主人に申聞かせ人質を仕らんと相談極りし故、池田勘兵衛にこゝ悦び、天晴の執權職の分別なりと申ける中に、上總は右の段宮内大輔殿へ由上ると、直に相済み、これは池田勘兵衛に申ひ神妙なり、さあらば取替へにせよとある故に、上總は池田勘兵衛に申すは、主人も御満足に思召して偏に御一門の貴方様の御取扱ひ、仰に任せて今日にも又五郎義は當屋敷へ御連れなし下されば、直に老母を御渡

し申さんなり、勘兵衛首を傾げて、これ上總、こゝに一つの頼みあり、當御屋敷へ又五郎を連れ來り、其上にて老母を請取る時は、御旗本が負けたくと云はれんは殘念なり、三州以來の面々、腕をこく所の者ども如何にも聞え悪く、此所を少し考へ給へ、老母を駕籠に乗せて醫護の役人を付けて阿部四郎五郎の屋敷へ御連れ候様に致したし、左すれば四郎五郎も大悦、門の外にて老母と相替に致し候はん、此所はそれがしが頼み申すなり、まさか又五郎へ御旗本を附けて當御屋敷へ引渡しにも來られまじ、御大身の當御家なれば少しは抒げて御旗本衆の顔を立てゝ給はるべし、尤も其口はそれがし四郎五郎方へ相詰て罷在候、併も子細あらじといふ故、上總も御一門の勘兵衛殿の申される事なれば、如何様りを磨く御旗本、少しも引けをとらぬといふを高慢する面々、至極尤もなりと思ひ、此趣を主人へ申上る處、隨分向うへ連れて引替る位は苦しか

るまじとの仰々ゑに、勘兵衛悦び、さあらば明朝五ツ時が人質替と堅く約束して立歸る。あとにて、宮内大輔殿には、翌早朝に又五郎の老母を駕籠に乗せて四番町の阿部四郎五郎の屋敷へ送り、門前にて受取渡しに及ぶやう仰せ渡されて、此役は大切なり、萬々一御旗本衆の中に不法の働きもあらんやと、老母へ連れ添ふ者は武功を撰んで附けたまふ。譜代相傳の侍に筆川團右衛門吉次といふ者あり、此者は慶長十九年十一月十七日大阪冬御陣の節、池田家の御分手に加はり、神崎川を渡して大功を現はし、皆人の知るところなり。大阪冬御陣の時は四十一歳、今日河合の老母を警護せしに六十二歳の老人なりと雖も、むかし取たる杵柄とやらにて中々のものなり。右の下役落合半兵衛と云ふものを連れて侍分拾騎に足輕五十人、雜人を加へて百五拾人を引連れて、老母の乗物は青綱を懸けて四方を大丈夫に護り、四番町へ趣き、河合又五郎と人質替し

て阿部四郎五郎殿の門外より申入ける故、取次のもの申込ける。

調市長松を若殿に仕立る事、筆川團右衛門を謀る事

を下さるなら言ふなりに成りませうと言へば、それは忝かたごりなし、望み次第の品興しながたへん、驅し丸裸まるはだかになし、頭も手足もよくく洗あらひ落し、髪を若殿わかどのやうに立派に結ひ、黒羽二重くろはぶたの小袖を着せ、若殿わがどお召の袴まくらに、黒縮緬くろくわんの紋付に、羽織大小まで大層たいちよに立派なるをあさせければ、實に升屋の御用とは少しも見えず阿部四郎五郎殿あべのしろうごろうの若殿様わが殿さまと見ゆる。長松は何にも知らず、嬉しやくとにこくと喜びける。然るに升屋の手代は長松が阿部四郎五郎様あべのしろうごろうへ行きて不調法ふぢょうぽうにてもせしや、臺所だいどころより引上ひあげられ今以て歸らすと申す故に肝きをつぶし、其れは如何なる事やと番頭半兵衛ばんとうはんべゑ駆け出し、御臺所おだいどころへ行きて申上げけるは、私方の御川長松、何か不調法ふぢょうぽう仕候いまとりや、真牛御免まうぎやん下さるべしと頭を地じに付けて謝るを。四郎五郎殿あべのしろうごろうの大の眼まなこを剝むしき出し、黙れ、此方に存じ寄りありて申付くる、早く歸れと叱しかり付くる故に、番頭半兵衛は恐れをなして、夢の如くにうろくとし、門を出でし

が、此儘このまゝにて歸りては親方おもかたへ申譯ましりやなしと思ふ所ところへ、門外もんがいへ、篠川團右衛門しの川だんしゆゑもん、老母おもはを警護けいごして百五十人餘りどろくと入り来るゆゑ、半兵衛は何の事か氣味悪く、士手しでの上うえにのぼり松の影に身を潜めて居たりける。さて篠川團右衛門老母おもはを門の外に置き、門番所もんばんしょへ申込ましろむと、屋敷やしきの中には兼て相待あいだつ事ゆゑ、それと言ふより一番いちばんに、池田勘兵衛殿繼いけだかんべゑでんけい上下じょうげにて門番所まで出來たり、いかに篠川團右衛門方かた豫て御約束おやくそくの通り御苦勞ごくろうなり、時に阿部四郎五郎あべのしろうごろうの願ひには、又五郎ごろうと老母おもはと早や今生の對面相成あつまつらす、今が別れなり、何卒なまこく少すくなし中母子ちゅうぼしの別れを致させたく、それより御渡おわたし申したく、それがしへ御渡おわたしあれと申し述べ、益ますさへ致させなば、直様すくまことに又五郎ごろうを御引渡おひきおわたし申すべしといふに、團右衛門だんしゆゑもんは、御一門ごいつもんの勘兵衛殿かんべゑでんの御頼あたみ、尤おなまとは思ひながら、萬々まんまん一間違いんちがいありては主君しゅくんへ申譯立ましりだつすと思ひ、さてく貴方様あなたさまの仰おほせには候得まつせ共母子おもふしの別れ致させ申したく存候まんじます得

ども、堅く言付けられし人質替に候へば、老母ばかり先へ御渡し申す事は御免下さるべし、御門前にて右と左へ引替に仕らんと申しける故、勘兵衛も打領き、あゝ忠なり笠川殿、左こそあるべき筈、何、左あらば阿部四郎五郎へ申聞せんと門内に入りて暫くありて又候勘兵衛罷出で、團右衛門へ申けるは、それがし四郎五郎へ直に引替を申し談じ候處、四郎五郎涙を流しての願ひ候は、河合又五郎大罪人にもいたせ、老母こそ不便なり、何卒母子の別れ致させたく候、但し附添ところの役人の疑ひあらんは尤も故に、間違なきしるし四郎五郎の一子阿部金三郎、今年十三歳にて天にも地にも替へ難き秘藏の恵を、少しの内團右衛門へ預け置かん、侍の一旦口外へ出し母子の別れをさせんと言ひ出す上は、秘藏の恵金三郎を以て人質に連れられよとの願ひ、夫と申す内黒羽二重の小袖に茶字の袴、黒縮緬の羽織を着し立派なる若殿を出し、さあく此の

若殿を少しの内預かりて、早々老母を門内へ入れ給へと申ける故、團右衛門も池田勘兵衛の取扱ひと言ひ、金三郎殿を印に御渡しあるゆゑ大丈夫と思ひて、是は（御念の入りし四郎五郎殿の御頼み、然る上は恐れ多くも若殿様は、又五郎を御渡しあるまで御預り申べしと金三郎を受取て、又五郎の老母は駕籠の儘門内へ入れける。團右衛門は土手の下に薄縁を敷き、其上に金三郎殿を置き、左右にて百五拾人ちやんと護り居る、萬々一間違ひの節は若殿を切殺さんと心掛け居るに、團右衛門は待てども）、一向又五郎を渡さず、こは不思議と最早別れの盃も済むべしと思促するに、先刻より相待つといへども今以て河合又五郎を渡さざる故門内へ催早々御渡しあれと申込めば、門内より池田勘兵衛進み出て申すやう、いかに團右衛門、約束通り又五郎を引渡さんと思ひしが、母子の別れを

見るに不便さいや益しと相成し間、其方へ渡す事相成らず、四郎五郎は
一子金三郎を捨てゝ義の趣くところにて又五郎母子を助けんと思ふな
り、汝は今より屋敷へ立歸り、宮内大輔へ能きに申し傳へよと申ける故、
笠川團右衛門と落合小兵衛はびつくりし、こは不思議なり若殿を棄てゝ
母子を助けんとは謀に乘せられしか、左あらば人質の金三郎を刺し殺
さんと團右衛門は高聲に、四郎五郎殿へ申上げん、御約速達ひの段御歴
々の法に缺けたり、不埒のなされ方、然らば若殿を唯今母子の代りに刺
し殺し候なり、よろしく御座候やと人質を左に搔撻み、脇差の柄に手を
懸ける所に、長松はなりは立派なれども下郎ゆゑ、殺されると思ひ、あ
れ／＼いやだ／＼、若殿さまではない酒屋の御用だ／＼と泣き喚く、
さりながら笠川落合兩人はのぼせ上り、人質なれば殺さんと言ひ入ると、
大々にて笑ひ聲、殺すとも活すとも能き様に、勝手次第の長松ゆゑ此力

は知らずと笑ひける故、笠川團右衛門無念涙をはらくと流し、さてこ
そ御一門たる池田勘兵衛殿の計らひに落ちて騙されしか、今は人質の金
三郎殿をば直に切殺さんと、あはやと見えしを、士手の蔭に窺ふ番頭半
兵衛驅け出し、旦那様、此の小僧は殺されて溜るものか、これこそ萬西
の御百姓權太郎が性に長松とて今年十三歳、來年十四歳にして飯田町の
升屋の年期者なり、此方へよこされよと長松を引抱へ驅け出す故に、團
右衛門二度びつくりして、やれ口惜しや、人質と言ひしは升屋の丁稚小
僧、おのれ阿部四郎五郎、もはや屋敷へ踏込んで切死せんとせしが、屋
敷の内に届竟の旅本槍先を並べて扣へしかば、大死するとも殘念と落合
へよく／＼中談じ、其身は下谷正光寺へ行きて切腹して相果つるといへ
り。此寺は下谷廣徳寺内にて今以て正光寺に笠川の墓所ありといふ。
笠川團右衛門切腹の事、荒尾但馬出府の事

爰に一つの評あり、因州家の説は大違ひなり。團右衛門は六十二歳大阪冬御陣に神崎川にて高名せしほとの武勇にて、なかへ迂濶に騙される侍にあらずといふ、これによつて池田勘兵衛、近藤登之助、竹内玄丹と極々密談の上、池田近藤の二人は門外へ出て篠川へ申けるは、阿部四郎五郎は一旦口外へ出し母子を一間にて對面致させたしと達ての願ひ黙し難く、さりながら貴殿の疑ひ尤至極に付き、それがし兩人が人質となり貴殿の同勢の内に居り申べし、これにて御承知あれと近藤登之助、池田勘兵衛の二人、一刀斗りを帶し、篠川か前にむづと座して居けるゆゑ、團右衛門も是にては大丈夫と安堵して、左様ならば御入りこれある中に老母を頂かり申すべしと直ぐに又五郎をば御渡し申べしとて受取つて内へ入る故に、團右衛門は同勢百五拾人を池田近藤の兩人をぐるりと取り圍

みて、ちやんと扣へける。然る所に、待てどもく又五郎を引渡なく、餘りの事に近藤池田に對ひ、大分手間取れ候、いかゞの事に御座候やといへば、勘兵衛、さればなり、母子の別れのみれば斯様に手間とり申べき筈なし、誠に不審の第一なり、よもや阿部四郎五郎と兄弟同様のわれく見殺しにはすまじけれども、はて心得ぬ事と目と目を見合せ、さしもの篠川も謀とは露知らず、御兩人を人質に預かる上は大丈夫と四方へ眼を配り相待つところへ、門の潜りを開ける故、さてこそ又五郎を渡すかと見れば、左はなくして竹内玄丹罷出で、勘兵衛登之助、一寸御意得たしといふゆゑ、兩人は何事なりと立ち上る。篠川も油斷せず、兩人へ付て窺ふに、玄丹と三人耳に口をあて何か囁くと見えしが、池田近藤の二人面色を變へて、夫は心得ざる竹内の申分かな、して我々をば如何なさると立腹の様子。竹内の曰く、左れば貴殿の事は人質に取られし上

は、この玄丹の力にも及ばずと言へば、登之助勘兵衛の兩人目に角を立てて、いかに玄丹、よもやとは思ひしに、我々二人を落し穴へ入れ、煮え湯を呑ませしとは此事、もう堪忍ならぬと池田近藤以ての外腹を立て、腰の一刀をすつぱと抜き、竹内を切らんとす、竹内も怒りをなし、無法の兩人許し難しと三人とも脇差を拔て發矢々々と切り結ぶ。筮川團右衛門仰天し、先づく御待ちあれと止んとする内に、憎い奴くと三人抜身を振り立とする内に、大門をきりくと開きしを相圖に、三人共にさつと門内へ飛込みて早き事陽炎の如く、筮川は呆れ果て、大事の人質、池田近藤を取り逃がし途方に暮れし所に門内よりあつと打笑ひ、口惜しくば御出候へ、片はしから突殺さんと拔身の槍をすつと組んで扣へたり團右衛門も此時に至りては夢の如く、口惜しやとこれより切死せんと門内を見れば、竹内玄丹、武藤小源太、石川傳藏、村上五兵衛、御旗本の天

野三郎兵衛、加賀瓜甲斐守、坂部三十郎、松平紋三郎、池田勘兵衛、近藤登之助、青山内膳、鳥居權之丞、高木九郎八等數十人居流れて其眞中に河合又五郎と母とを取囲み居たりける。此時門の内より池田勘兵衛大音舉げ筮川團右衛門よく見候へ、河合又五郎は子とともに並べ置きしがに迎ひに來り候は、男づく槍先にて相渡さん、汝が如き蠅蟲に二人を渡しては御旗本の恥辱なり、これ口惜しくばいざ來れ、幸と汝を血祭と致し宮内大輔忠雄の三十五萬石を踏み潰して呉れん、所詮齒は立つまじ早々立歸り此起を主人忠雄へ申聞せよ、但し今日汝が首を切て捨てんと二同じ申しけるが、忠雄の一門たる此の池田勘兵衛が此列にありしゆゑ、命は助け歸す程に有難しと一禮して逃げ歸れと言はれて、筮川團右衛門行年六十二歳なれど、池田勘兵衛が謀に乗せられ、其上言はれ

さる船はなれば、鬚髮はざわくと立ちあがり眼中に血を濺ぎ口惜しや
所詮叶はざるは知れし事ながら、生きて再び歸らるべき、切り死せんと
すでに門内へ飛び入らんとせしを、落合小兵衛肝を冷し、 笹川が袖を捉
え、はやま候は、よくく考へて見たまへ、相手は天下の御旗本な
が、無理に切り込んで主人の公儀より如何なる御咎めあらんも計りがた
し、先づく立歸りて言上うへ、兎も角も仕らんといへば、閉右衛
門さるにても、目前に河合又五郎母子を見ながら立歸るは無念なりと歯
を噛み、足すりせしを、門内より大勢の御旗本衆、よい氣味くと笑ひ
けるゆゑ 笹川は落合に留められ、心ならず、すごく駆駁へ立歸りて
宮内大輔殿へ申上げければ、今日かやうく謀に出逢ひ、又五郎老母と
も奪はれ何と申譯これなき故、切り死仕らんと存し候へども、公儀
より御咎めの程も恐れ入り、すごく立歸り候は、 笹川團右衛門臆病

にあらず御家を大切と思ふばかりにて候、即ち申譯は斯くの如くと、言
ふより早く脇差を逆手に持つて笛の番ひを突きければ、忠雄卿此體を御
覽じて、さてく御旗本の致し方不届とも申すべきやうなし、誠に一門
の池田勘兵衛に驅されしは死にても忘れず、此上は一言も入るべからず
押出して槍先にて又五郎を取返さんとて、早く馬を引けと怒り給ふを、老
臣乾上總仰天して御諫言申上げ、君は如何なればかく御怒り候ぞ、一旦
の御怒り其御身を忘れ給ふこそ迷ひなり、公儀へ對し御膝下にて合戦と
相成らば恐れ入たる事なり申上げれども、忠雄卿何分堪忍ならずとて
諸士へ下知し給ひ、是非く御旗本を切つて捨てんと怒り給ふ。此時折
よく國の一老たる荒尾但馬御用向にて出府に及びし故、乾上總殊の外喜
び早々但馬へ相談せしに、荒尾びつくらして、それこそ御家の大事なり
と兩人打揃いて忠雄卿へ御諫言申上ぐるは、かく太平に治まりし世を亂

し給ふ道理なり、此義に於て御留まり候へと申上げれば、宮内大輔殿仰に、爾等の異見尤には候得ども、此の忠雄公儀御一門の内なり、されば御父池田輝政公日光神祖の御聟たり、然るに御旗本の身分にてそれがしを謀りしは死でも忘れ難し、是非其人數を引連れ押寄せて自ら河合又五郎を取返さんと御憤り強かりける。

松平伊豆守奉書を出す事、大久保彦左衛門智辯の事

さてまた荒尾但馬守、乾上總の兩人、御諫言申上げるといへども御用ひなくして、益々御憤り強かりければ、兩人とも此上は是非なく、御一門を集め御評議ありて、御旗本の頭立ちし者を公儀へ御願ひ御貰ひ遊ばし候へと御諫言申上げる故、實に然るべしとあつて一家の面々をまねき玉ふ。先づ御一門の第一番は伊井掃部頭直孝、松平伊豫守、仙臺中納言政宗、松平阿波守、松平新太郎少將、其外御一家殘らず、また重役の面々

は荒尾但馬、乾上總、同甲斐 池田日向、花房主水、眞田三左衛門、依田十郎左衛門、佐々木平左衛門、乾次郎左衛門、黒澤左膳、黒田圖書、黒田久兵衛等一列に居並びければ、其時忠雄卿の仰せに、此度御旗本阿部四郎五郎方に大勢集まり、當家の河合又五郎母子を偽り、奪ひ取り、いはれざる悪口、其上物頭笹川團右衛門まで相果て候上は、此の無念忘れ難し、然れば御旗本頭取の者を公儀へ願ひ御貰ひ申べしと存じ候間、此段御相談に及ぶと有りければ、皆一統に、御尤至極に候、早々公儀へ御願ひあり、御旗本の頭取御貰ひあるべしと言葉を揃へて仰ある。また御旗本衆も若年寄まで御届あり。是に依つて松平伊豆守信綱卿へ願書を差出し、其文に曰く、
此度拙者家來河合又五郎事伯父分の渡邊鞆負を切殺し出奔致し、内縁に付て阿部四郎五郎、天野十郎左衛門、安藤治右衛門、近藤登之助、

池田勘兵衛等、かくまひ置て相渡し申さず、夫のみならず謀をもつて老母まで取り入れ、使者の 笹川團右衛門と申者切腹に及び候段、御一門宮内大輔をないがしろに致し候段無念骨髓に徹し候間、何卒右姓名の御旗本と河合又五郎母子共被下置候様奉願候。若此儀御承知是なきに於ては、相對に可仕哉奉伺候。もし兩方とも御取上げこれなきに於ては、何の御役にも相立ざる宮内大輔なれば、存命仕候て國土の不益に候間切腹仕べき心底に付き此趣然るべきやう奉願候以上。

寛永八年九月二十五日

松平宮内大輔忠雄

十八頭の國主右同殿に付き、國主の外聞にも御座候間、願の通り仰付られ下し置かれ候やう一同に奉願候、若も御用ひ是なきに於ては四郎五郎方へ罷越し相對仕り、其上宮内大輔同様入道して高野山へ引込み申

程べき心底に御座候ゆゑ此おもむき願ひ奉り候、以ト國主十八人計名にして差出しければ、松平伊豆守殿とは驚き恐れ、早速大老酒井雅樂頭殿申上て三代將軍家光公へ言上に及ぶ、誠に天下の珍事と相成るは此事なりと驚ろき給ふ。伊豆守へ上意には、此度の騒動は、偏に河合又五郎が同家中の渡邊鞆負を討つて立退きたるより起りしといへども、大變の願ひと相成るは誠に安心ならず、さりながら根本は瑣細の事なれば、旗本一同又五郎をかくまひ置に付下宮内大輔の立腹と見える、何れにも其方の智恵を以て双方とも能きに取鎮め申すべしと仰渡されける故に、伊豆守殿はつと平伏し、上意の趣き畏奉り候、いづれにも工風仕事、太平に治め申べき旨御安心遊され然るべしと御請け申上げて則ち引退さる、伊豆守殿は是より御奉書をもつて、阿部四郎五郎、天野十郎左衛門、近藤登之助、安藤治右衛門、池田勘兵衛、伊豆守殿御屋敷へ

召す故に、御旗本衆も、さてこそ今度の一件御尋ねなりと一同に評議し
けるに、水野十郎左衛門申しけるは、それがしの仕寄には、各々方伊豆
守殿へ御出は御無川なり、其の仔細は御尋ねの次第により萬一揚屋へ入
られなば、千悔すとも復らず、病氣と號し、名代が宜しからんと、翌日五
人の者の名代として大久保彦左衛門、水野十郎左衛門、松平紋三郎、
青山主膳、本多彈正の五人罷出で申けるは、今日召人病氣に付き、私共
名代罷出候段申けるゆゑ、伊豆守殿是非なく名代を呼び出し申され
るは、今度松平宮内大輔の家來河合又五郎と申すもの、渡邊鞆負を切つ
て立退しを、御旗本の内にかくまひ置くとの風聞にてあり、御膝元の事
にて大名御旗本二つに分れに成つて騒動に及ばん事は、以ての外の致し
方、況よりじ世を騒がす事、上へ對し不忠の第一、依つて宮内大輔より
願ひの通り、阿部四郎五郎、天野十郎左衛門、近藤登之助、池田勘兵衛

安藤治右衛門の五人は品に寄ると宮内大輔方へ引渡されねは相成らず、
これ天下の亂を治むるの故なり、但し引渡しなば五人の者共は不便に存
いられ候間、右五人の者より宮内大輔方へ罷越し武士道を外づして詫に
及び候はゞ、太平に治まり申すべし。いづれにも御一門の忠雄卿なれば
先方の怒りをなだめ候様に致すべし、早疾く立歸りての上へ相談あ
れと仰りれば、其時大久保彦左衛門笑ひ出し、伊豆守殿は御大役にも似
ず愚かの事を仰せらるゝものかな、そもそも我をはじめ御旗本は、三州
以來御供申上げ、數度の戰場へ出で討死し、または手負となり、千辛萬
苦せし者共にて候、御旗本が柔弱なれば國主外様の大名將軍家を侮る事
必定なり、御旗本の武勇銳とき時は諸侯上を懇るべし、左あれば天下股
肱耳目の御旗本を仰と御心得候や、此度の一件、五人の者に限りしにあ
らず、御旗本八萬騎一統の中合なり、然れば五人の者を御引渡すとは何を

事が、左程に國主大名をこはく思召さば、五人に限らず一連たる御旗本八萬騎、残らず御引渡し下さるべし、其上御役がらの伊豆守殿仰は卑怯未練と申すは、御旗本に武士道を外してあやまれ詫をせよとは、いやはや笑ふに堪たる程かな、御引渡しあるならば一同に御受け申じて、宮内大輔忠雄の方へ御旗本残らず罷出で申すべし、されば今晚から大勢申し合せ、とくと相談の義もこれあり候ゆゑに、御城へ當番は一人も罷り出で申さず候、此義を申上置候なりとて暇を告げて五人の面々座を立て歸らんと致しける。

柳荒美談上篇 終（以下、下編にて完結）

明治四十四年三月十二日印刷

明治四十四年三月十五日發行

柳荒美談上篇奥附

正貳拾八錢

校訂者
村 垣 川 春

編輯兼發行者

印 刷 者

武 井 萬 明 空 泰 治 浪

印 刷 所

日本印刷株式會社

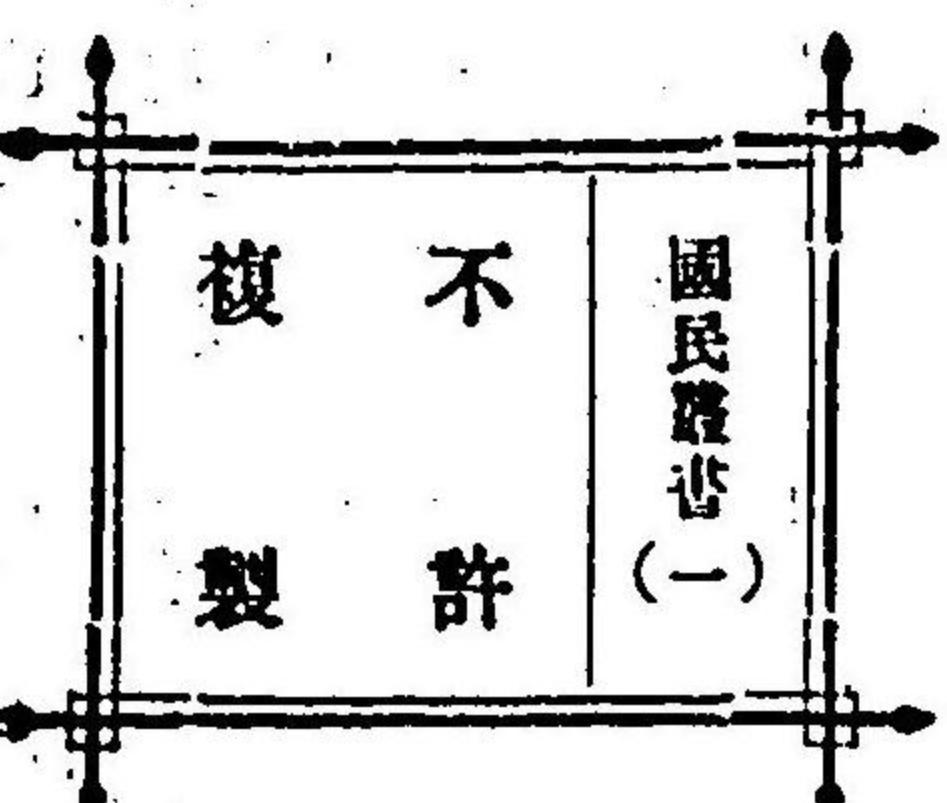
東京市本郷區妻懸町九番地
神田區三崎町三丁目一番地

發行所 村瀨書院

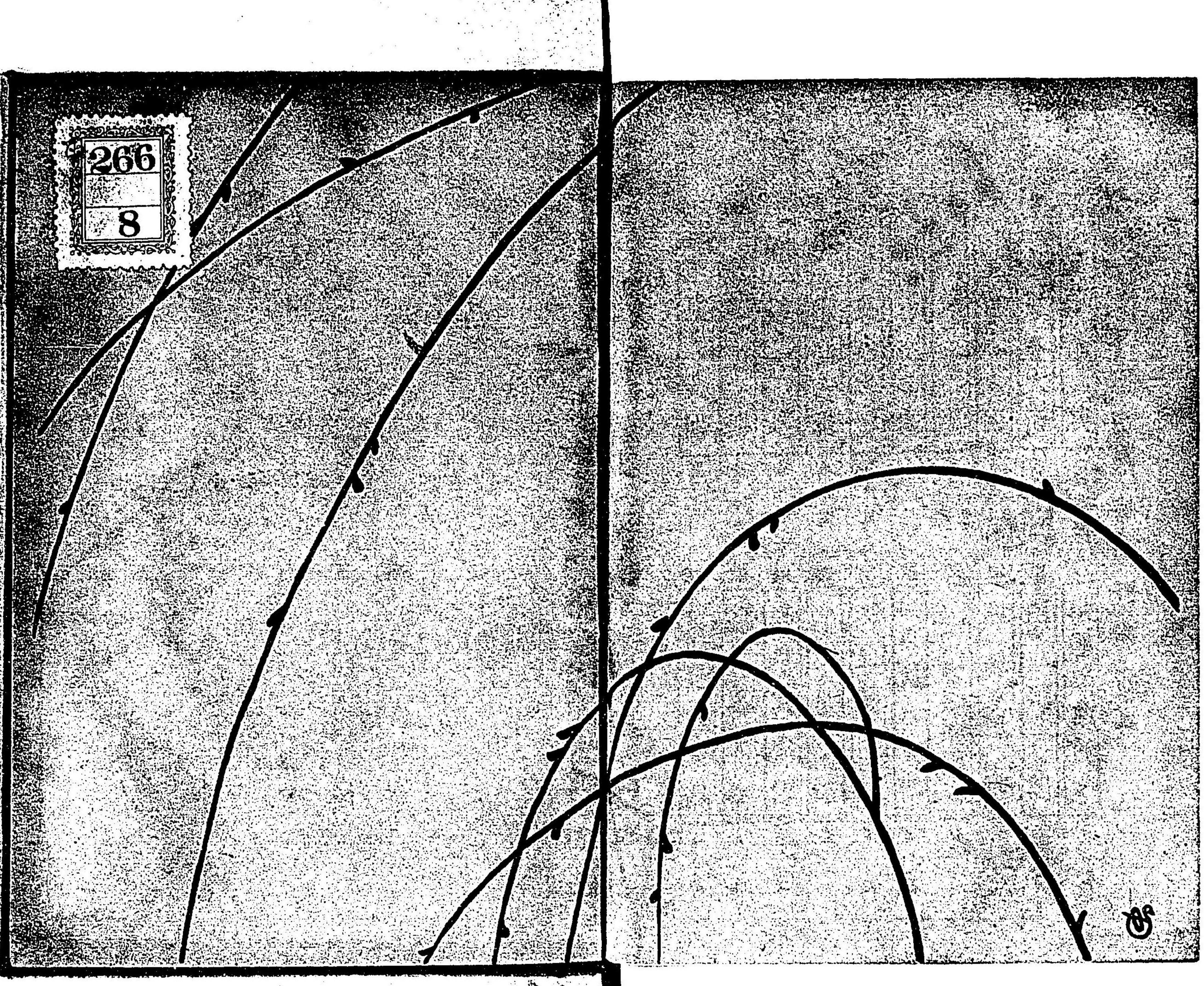
東京市神田區妻神保町

四東發賣元 東京文庫

大阪市北區東梅田町 館



266
8

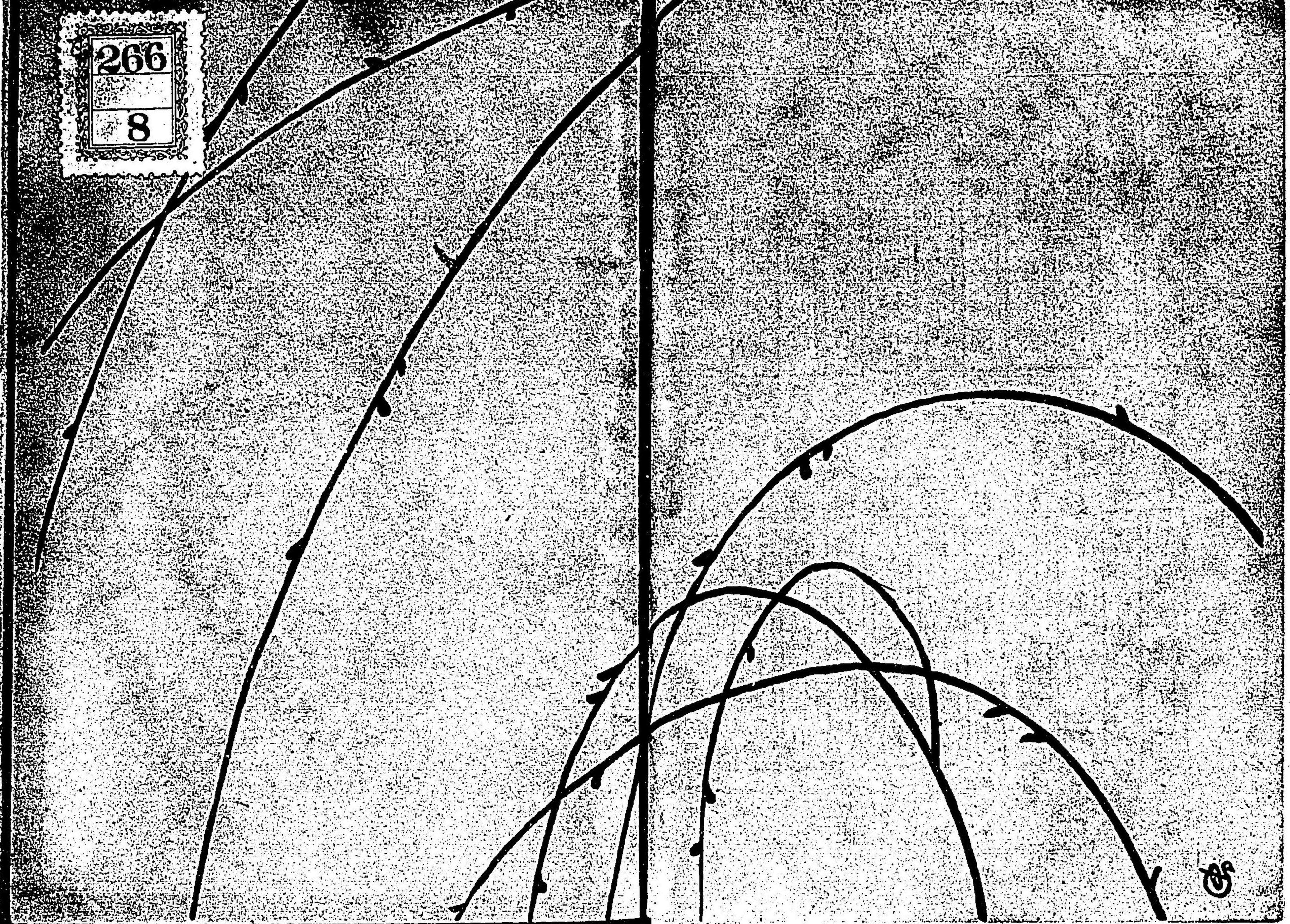


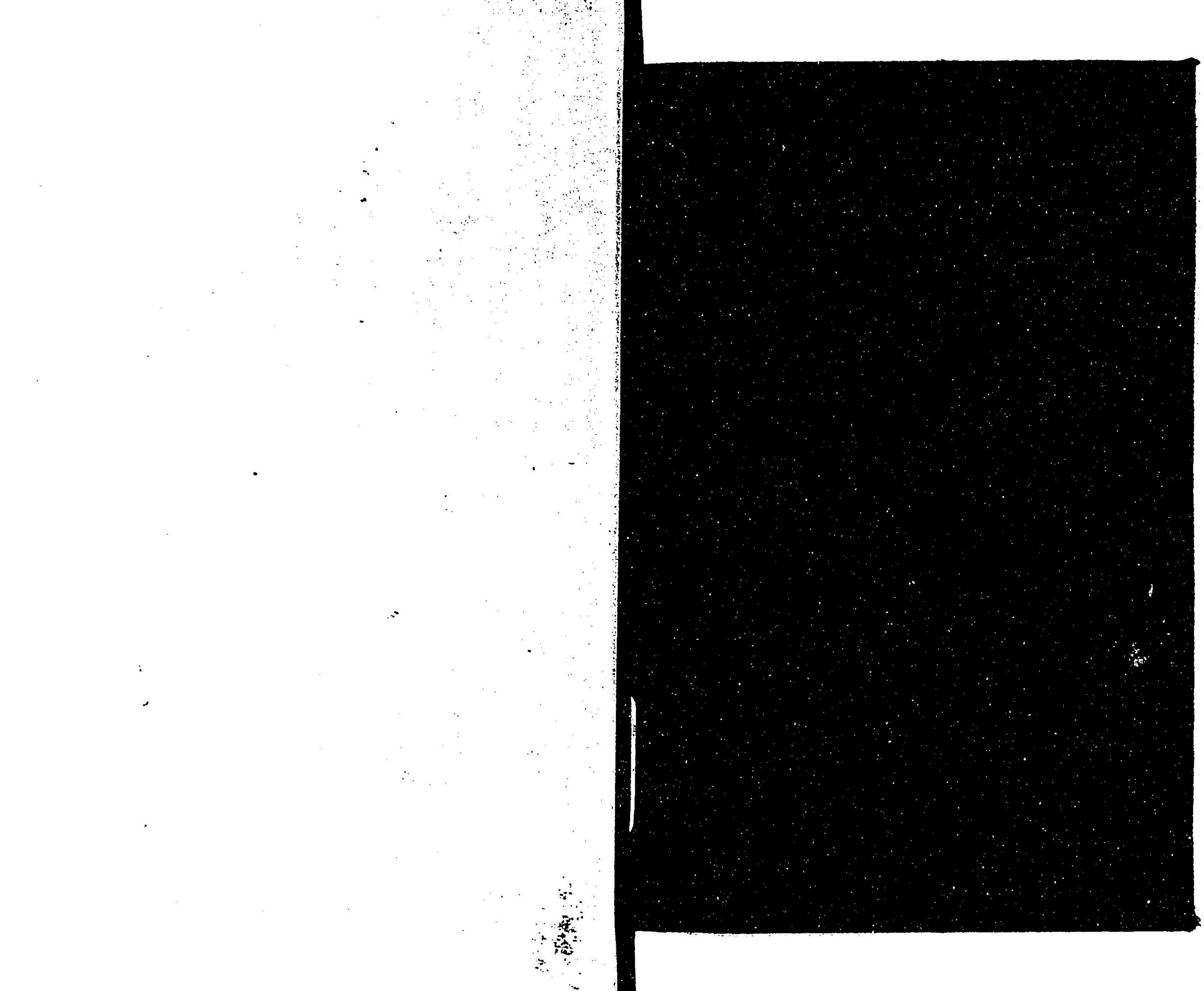
▼國民叢書近刊豫告▲

1	柳荒美談	上篇既刊
2	里見八犬傳	其一四月上旬刊行
3	南里見八犬傳	其二四月中旬刊行
4	柳荒美談	其三四月下旬刊行
5	潘隨究長兵衛全	全
6	里見八犬傳	其一四月下旬刊行
7	伊達騷動實記	上篇
8	天一坊	全
9	宮本武藏傳	大岡政談全
10	南里見八犬傳	其一四月上旬刊行
11	伊達騷動實記	下篇
12	西遊記	上篇
13	四谷怪談	全
14	忠臣藏淨瑠璃集	全
15	南里見八犬傳	其一四月上旬刊行
16	西遊記	下篇
17	浮世床	全
18	岩見武勇傳	上篇
19	相馬大作	上篇
20	南里見八犬傳	其一四月上旬刊行

266

8





091547-000-9

特63-427

柳荒美談 上編

押川 春浪

窪田 空穂／校

M 4 4

DBN-2537



柳荒美談
上編

66